

ご購入者 各位

東京法令出版株式会社

『六訂版 公職選挙関係小六法』 訂正のお願い

本書中に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

また、令和二年六月一二日法律第四五号による一部改正（補遺参照）を加えた内容にいたしましたので、大変お手数ではございますが、該当箇所を次のとおり訂正してお使いいただきますよう、お願い申し上げます。

◆一三七ページ三行目の表記を次のように訂正

衆議院（比例代表選出）	正
誤	
参議院（比例代表選出）	

◆五二三ページ表中「文書頒布」の欄「ロ」の項目を次のように訂正

枚数	法142条1項 3、4、5、 6、7号	候補者1人につき、当該都道府県の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が1である場合、選挙に届け出た2種類以内 10万枚 1を超える場合、1を増すごとに1万5,000枚を追加（その数が30万枚を超える場合は、30万枚）	候補者1人につき 選挙に届け出た2種類以内 1万6,000枚	候補者1人につき 選挙に届け出た2種類以内 7万枚	候補者1人につき 選挙に届け出た2種類以内 8,000枚	候補者1人につき 選挙に届け出た2種類以内 1万6,000枚	候補者1人につき 選挙に届け出た2種類以内 4,000枚	候補者1人につき 選挙に届け出た2種類以内 5,000枚	候補者1人につき 選挙に届け出た2種類以内 1,800枚 (R2.12.12から施行)
頒布方法	法142条6項、 令109条の6	新聞折込、選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所	新聞折込、選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所						
規格	法142条8項	29.7×21cm以内	29.7×21cm以内						
内容	法142条7項、 9項	証紙を貼らなければならない、頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければならない。	証紙を貼らなければならない、頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければならない。						

『六訂版 公職選挙関係小六法』 補遺

「公職選挙法」が改正されたため、改正を抜粋し、条文を登載いたしました。(改正箇所には傍線を付しました。)

令和二年六月一〇日法律第四一号(公布の日から起算して三月を経過した日から施行)

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八六条の四 1～3 (略)

4 第一項及び第二項の文書には、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める宣誓書、所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては当該記載に関する当該政党その他の政治団体の証明書(参議院選挙区選出議員の候補者については、当該政党その他の政治団体の代表者の証明書)その他政令で定める文書を添えなければならない。

一 参議院(選挙区選出) 議員の選挙第八六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないう者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

二 都道府県の議会の議員の選挙当該選挙の期日において第九条第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び第八六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないう者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

三 市町村の議会の議員の選挙当該選挙の期日において第九条第二項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び第八六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないう者でないこ

とを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

四 地方公共団体の長の選挙第八六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないう者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

5～11 (略)



令和二年六月二日法律第四五号(公布の日から起算して六月を経過した日から施行)

(文書図画の頒布)

第一四二条 衆議院(比例代表選出) 議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

一～六 (略)

七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 千六百枚

2～10 (略)

11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第七号までのビラの作成について、無料とすることができる。

12～13 (略)